

本研修については、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）において標準カリキュラムをお示しし、各都道府県・指定都市はこれを参考としてそれぞれの地域の実情に応じ独自の研修カリキュラムを作成いただいているところであるが、自治体によって、研修カリキュラムの内容にばらつきがみられるところである。

本研修が上記のとおり、人員基準の要件の1つであること及び認知症介護実践リーダー研修の標準カリキュラムに基づく研修を修了している者によるケアに対する評価として認知症専門ケア加算を創設したものであることをご理解いただき、各都道府県・指定都市においては、適正な研修の実施につきご配慮願いたい。

なお、末尾（参考資料）に「認知症介護実践等研修の実施状況に関する調査結果」を掲載しているので参照されたい。

（4）認知症サポーター等養成事業について

認知症の人は一般に環境の変化に弱いという特性があるため、なじみの地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、その地域において認知症の理解者を増やし、地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていくことが必要である。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することは地域における認知症施策を進めるうえで重要な取組である。

認知症サポーターの養成については平成26年までに、400万人を養成する目標を掲げており、平成22年12月31日現在で約230万人に達したところである。認知症サポーター養成事業の自治体別の実施状況にはばらつきがあるが、地域における認知症についての正しい理解の普及・促進のため、引き続き積極的なサポーターの養成に取り組まれない。

なお、末尾（参考資料）に認知症サポーターの養成状況を掲載しているので、参照されたい。

（5）外部評価制度の適正な運用等について

介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）において、昨年度

から小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）がその対象サービスとして追加されたことを踏まえ、外部評価制度について事業者の負担軽減等の観点から見直しを行ったところである。

情報公表制度については、昨年11月30日に取りまとめられた「介護保険の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、その見直しについての指摘を受けたところであるが、外部評価制度は情報公表制度とはその趣旨・目的は異なるものであることから、引き続き適切な運営をお願いしたい。

（6）認知症高齢者グループホームにおける非常災害対策について

昨年3月に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査」を実施したところ、避難訓練等の防火安全体制に関する地域住民との連携が不十分であることや、スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームのうち、9割以上がスプリンクラーを設置していないことなどが判明したところである。

そのため、非常災害時に地域住民・消防関係者の円滑な連携を図るため、地域住民による避難訓練への参加が得られるよう新たに認知症高齢者グループホームの運営基準の見直しを行ったところである。また、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費により、各都道府県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増しを図り、275㎡未満の認知症高齢者グループホームに対するスプリンクラー設備等の整備について助成対象としたので、基金の活用による非常災害対策の充実を図るよう各関係者に周知願いたい。

なお、公益社団法人日本認知症グループホーム協会では、本年度の老人保健健康増進等事業において「グループホームの安全・確保・向上に関する調査研究」を実施し、その調査結果を踏まえ、「認知症グループホームの防火安全対策に関する手引書及び研修テキスト」を作成し、自治体及び関係団体向けに送付する予定であるのでご留意願いたい。

各自治体におかれては、当該手引書等の活用について管内市町村、関係団体に周知願いたい。